安全保障技術研究推進制度について 防衛装備庁関係者に質問・確認すべき事項の検討のための資料

(第5回委員会の指摘を踏まえた修正版)

上席学術調査員下田隆二

安全保障技術研究推進制度を担当する防衛装備庁関係者を委員会に招いて説明を求める 方向で検討が進んでいる。委員会における限られた時間での説明・意見交換をより意義ある ものとするため、これまでの委員会での審議・意見交換等で示された事項を中心に、委員会 の場で防衛装備庁関係者に対して確認が必要と考えられる事項の候補を以下に整理した。

1. 安全保障技術研究推進制度全般

(1) 安全保障技術研究推進制度が必要とされた状況とその政策上の目的 安全保障技術研究推進制度が構想された背景にある国内外の状況の認識と、本制度が何 を目指しているのか、その目的を把握することが必要ではないか。

(2) 政府の他の研究資金との違い

安全保障技術研究推進制度が目的をするところを、政府の他の研究資金(例えば科研費) では出来ないのか、それらの研究資金とどこが異なるのかを明確にさせることが必要では ないか。

(3) 安全保障技術研究推進制度の次年度概算要求も含めた将来構想

安全保障にかかる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響を検討するにあたり、次年度概算要求も含めた安全保障技術研究推進制度の将来構想を把握することが必要ではないか。

2. 採択審査はどのように行われているのか

1次審査は防衛省の職員が採点、2次審査は外部の審査委員が採点するとされているが、 最終審査では主として外部の審査委員で構成される委員会が1次審査及び2次審査の採点 結果を踏まえて総合的な観点から採択案件を選定するとされている1。しかし、外部の審査 委員が防衛装備品のニーズに詳しい知見を有しているとは必ずしも考えにくいところであ り、実際に誰が主導して採択案件を選んでいるのか、確認することが必要ではないか。

3. プログラムオフィサーによる運用

研究の実施中は防衛省所属のプログラムオフィサー(PO)が、随時、進捗を管理すると

 $^{^1}$ 「平成 27 年度版 安全保障技術研究推進制度パンフレット」(以下、パンフレット) http://www.mod.go.jp/atla/funding/h27pamphlet.pdf 3ページ Q&A A2 参考 1-3 参照

されている²。契約は年度ごとに行われるので、(次年度契約に大きな影響力を持つ PO の意向に研究代表者は抗しがたく) PO の意向に沿った方向に研究計画がシフトしていくこととならないか、確認することが必要ではないか。

4. 安全保障技術研究推進制度で想定されている「基礎研究」について

安全保障技術研究推進制度では基礎研究を想定しているとされるが³、防衛省の予算であるため防衛目的への応用を意図した研究といわざるを得ず、基礎研究とは言えないのではないかとも考えられるが、この点を確認することが必要ではないか。

5. 成果の公開について

安全保障技術研究推進制度では研究成果は原則公開とされているが、委託研究契約では、公開内容について事前の確認を得ることとなっている 4。また、委託契約事務処理要領では事前の承諾を得る(正当な理由なく承諾を拒んではならない)こととされている 5。運用により、事前の承諾が得られず成果の公開が制約されることとなる可能性の有無を、確認することが必要ではないか。

関連で、正当な理由は誰が正当と認めることとなるのか確認する必要があるのではないか。また、研究資金提供側の防衛装備庁の判断に受託者が異論を唱えることが難しい状況があることも指摘しておく必要があるのではないか。

6. 特定秘密との関係について

安全保障技術研究推進制度では研究成果は原則公開とされているが、万一、特定秘密として保護すべき情報が研究の過程において生じた場合には、どのような手続きや運用が必要となり、具体的にどのような制約が課せられることになるのか、確認することが必要ではないか。

7. 成果(知的財産)の帰属について

研究成果である知的財産は日本版バイドール条項の規定(契約書に関連の規定あり)6を満たせば受託者の帰属となるが、この受託者に帰属した権利について、受託者が防衛省及びその委託を受けた防衛関連産業に実施許諾しないということは(契約の規定に違反することになるので)不可能であることを、念のため確認することが必要ではないか。

8. 留学生ほか外国籍の研究者の参画について

研究代表者は日本国籍が必要とされる7が、その他の者には日本国籍は必要とされていな

² パンフレット 2ページ 研究の進め方 参考1-2参照

³ パンフレット 1ページ 本制度の概要 参考1-1参照

⁴ 委託契約書第35条 参考2参照

⁵ 安全保障技術研究推進制度委託契約事務処理要領(平成27年10月制定)第31 参考2参照

⁶ 産業技術力強化法第19条、委託契約書第25条 参考3参照

⁷ パンフレット 2ページ 本制度への応募資格 参考1-2参照

い。留学生ほか外国籍の研究者の参画について、制約は全くないと理解してよいのか、あるいは運用上何等かの制約があるのか、確認することが必要ではないか。

9. 安全保障貿易管理について

安全保障技術研究推進制度において、安全保障貿易管理に関し受託者側はどのような具体的な対応が必要とされるのか(あるいは対応の必要がないのか)を、確認することが必要ではないか。

10. 安全保障技術研究推進制度におけるテーマ設定

研究テーマを自由にして応募を求めるという考え方もあると考えられるが、安全保障技 術研究推進制度において研究テーマを掲げることを選んだ理由を、把握することが必要で はないか。

11. その他(不足がある場合、今後、追加する)

参考1-1「平成27年度版 安全保障技術研究推進制度パンフレット」(1ページ)

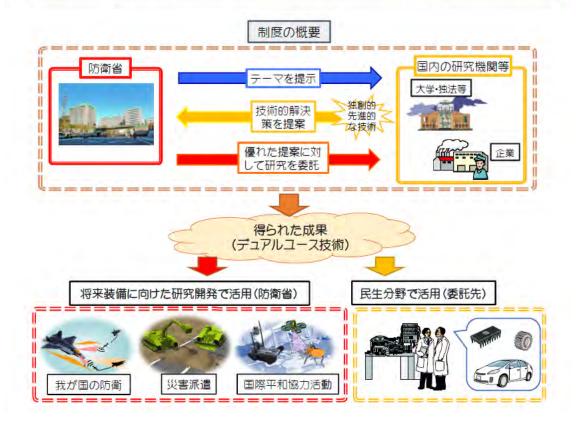
安全保障技術研究推進制度

防衛省では、装備品への適用面から着目される大学、独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成するために、平成27年度から競争的資金制度*である安全保障技術研究推進制度を開始します。

※ 資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・ 技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。

● 本制度の概要

- ★ これまで防衛省では、民生技術を積極的に活用し、安全保障に係る研究開発の効率化を図ってきたところですが、昨今の科学技術の進展を踏まえ、より一層革新的な技術に対する取組みを強化すべく、広く外部の研究者の方からの技術提案を募り、優れた提案に対して研究を委託する制度を立ち上げます。
- ★ 本制度の研究内容は、基礎研究を想定しています。得られた成果については、防衛省が行う研究開発フェーズで活用することに加え、デュアルユースとして、委託先を通じて民生分野で活用されることを期待しています。
- ★ 研究者の幅広い参加を促すため、本制度では成果が公開可能であることを原則としており、 また、知的財産権は所定の条件の下で委託先に帰属させることが可能です。



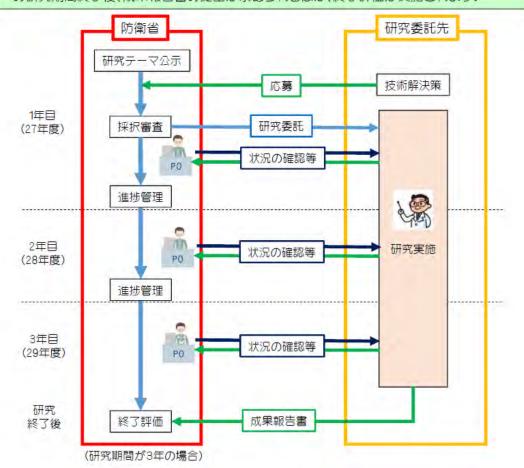
参考1-2「平成27年度版 安全保障技術研究推進制度パンフレット」(2ページ)

本制度への応募資格

- ★ 本制度は、日本国内において、研究を実施する能力のある以下の機関に所属する研究者あるいは研究者グループを対象としています。
- (1)大学、高等専門学校又は大学研究共同利用機関
- (2)独立行政法人、特殊法人又は地方独立行政法人
- (3) 民間企業、大学発ベンチャー又は公益・一般法人
- ★ 研究の総括的な責任者(研究代表者)は、日本国籍を有していることが必要です。また、研究実施場所は、原則としてすべて日本国内にあることが必要です。
- ★ 研究代表者の所属する機関は、日本の法律による法人格をもつ組織であることが必要です。

● 研究の進め方

採択決定後、研究委託先と防衛省との間で単年度毎に委託契約を締結して研究が開始されます。研究実施中は、防衛省所属のプログラムオフィサー(P0)が、随時、進捗を管理します。当該年度の実施状況に問題がなければ、引き続き次年度の委託契約を締結します。所定の研究期間終了後、成果報告書の提出が求められるほか、終了評価が実施されます。



参考1-3「平成27年度版 安全保障技術研究推進制度パンフレット」(3ページ)

経費規模及び期間

委託金額 1件あたり、最大3,000万円/年 程度 (間接経費別途)

研究期間 1~3年 (毎年度、委託契約を更新)

● Q&A

- 01 研究機関等の体制に条件がありますか。
- A1 研究代表者の所属する研究機関は、提案した研究を実施する能力があることを応募時に示す必要があります。また、契約までに、「研究機関における競争的資金の管理・監査の指針」及び「防衛省における競争的資金に係る研究活動の不正行為への対応に関する指針」に基づく体制が構築されていることが必要です。詳細は、ホームページに掲載する公募要領等において記載します。
- Q2 採択審査はどのように行われるのでしょうか。
- A2 採択審査は1次審査、2次審査、最終審査の順に行います。1次審査では、応募書類を元に省内の職員が採点します。2次審査では、主として研究代表者が日本語によるプレゼンテーションを行い、外部の審査委員が採点します。応募が多数の場合、審査委員により2次審査の対象とする案件を選別することがあります。最終審査では、主として外部の審査委員で構成される委員会が、1次審査と2次審査の採点結果を踏まえて総合的な観点から採択案件を選定します。

採択が決定された後、研究計画等の諸条件を調整・確認した後に研究代表者が所属する機関 と防衛省との間で委託契約を締結し、研究を実施していただきます。

- 03 終了評価はどのように行われるのでしょうか。
- A3 研究終了後の終了評価では、研究代表者の方に研究成果を口頭発表していただき、主として外部の専門家がその内容を精査し、事業の結果を判断します。また、本制度において実施された研究成果については、研究代表者又は所属する研究機関の了解の下、防衛省が開催するシンポジウム等において発表していただくことがあります。
- 04 研究成果を外部に公開できますか。
- A4 本制度では、得られた成果は公開することを原則としております。なお、知的財産権の取扱いについてお互いに確認するため、公開前にご連絡いただくこととしております。
- Q5 研究費の使い方に関して注意することはあるでしょうか。
- A5 本制度の研究費は委託費であり、助成的性格を持つ補助金等とは異なります。使途の制限については、他省庁における委託研究のそれとほぼ同等です。なお、研究費は「委託費」として、研究終了後の支払いとなりますが、研究代表者から依頼があった場合、研究期間途中の概算払いを認めることがあります。
- ※ 本制度の細部につきましては、ホームページに掲載する公募要領等をご参照ください。

参考1-4「平成27年度版安全保障技術研究推進制度パンフレット」(4ページ)

今後のスケジュール(予定)

平成27年6月	必要情報を防衛省ホームページに公表	
平成27年7月	公募開始	
公募終了後	技術提案を採択審査	
平成27年10月下旬頃~	委託契約を締結	

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により申請してください。 皆様からの積極的な応募をお待ちしております。

本制度に関するお問い合せ先

〒162-8830 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛装備庁技術戦略部技術振興官

TEL: 03-3268-3111(代表) 内線28513 28514

e-mail: funding@cs.atla.mod.go.jp

MEMO	

参考2

(1)委託契約書第35条

(研究上の成果の発表又は公開)

第35条 乙は、得られた成果について外部へ発表及び公開することができる。ただ し、発表及び公開にあたっては、その内容についてあらかじめ甲に確認するものとす る。

2 前項において、発表又は公開する場合は特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の本委託研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。

(2) 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度委託契約事務処理要領」(平成27年10月 制定)

(研究成果の発表)

第 31 甲及び乙は、本委託業務の成果を外部に発表しようとする場合には、発表の内容、時期等について、他の当事者の書面による事前の承諾を得るものとする。ただし、甲又は 乙は、正当な理由なくその承諾を拒んではならないものとする。

参考3

(1) 産業技術力強化法 (平成十二年四月十九日法律第四十四号)第19条

(国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い)

第十九条 <u>国は、</u>技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果(以下この条において「特定研究開発等成果」という。)に係る特許権その他の政令で定める権利(以下この条において「特許権等」という。)について、次の各号のいずれにも該当する場合には、<u>その特許権等を受託者又は請負者(以下この条において「受託者等」という。</u>)から譲り受けないことができる。

- 一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを 受託者等が約すること。
- 二 <u>国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約する</u>こと。
- 三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。
- 四 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。
- 2 前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究及び開発を行わせ、かつ、当該法人がその研究及び開発の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究及び開発の受託者との関係及び国が資金を提供して他の法人にソフトウェアの開発を行わせ、かつ、当該法人がその開発の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合における当該法人と当該開発の請負者との関係に準用する。
- 3 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。

(2) 委託契約書第25条

(知的財産権の帰属)

第25条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出たときは、委託業務の成果にかかる知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 当該契約に基づく委託業務の実施によって、産業財産権に係る技術上の成果が得られた場合には、遅滞なく、防衛装備庁長官を通じ、防衛大臣にその旨を報告することを乙が約すること。

- (2) 甲が、自らの用に供するため又はその他特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を甲及び甲の指定する者に許諾することを乙が約すること。
- (3) 当該特許等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾することを乙が約すること。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しないときは、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認めるときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。